港湾・海岸に関する提言

港湾・海岸の整備等を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置 を講じられたい。

- 1. 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
- 2. 津波、高潮、高波、海岸浸食等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な財政措置を講じること。
- 3. 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策については、将来にわたりその機能を発揮するため、予防保全への本格転換を促進し、適切に点検、維持管理・ 更新することができるよう必要な財源を継続的かつ十分に確保すること。
- 4. 国際コンテナ戦略港湾については、港湾背後への産業集積による創貨、コスト低減・利便性向上等による競争力強化を推進すること。
- 5. クルーズの再興に向けて、旅客船専用岸壁やターミナルの整備を図るなど、 クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進す るとともに、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進すること。
- 6. 港湾へのアクセス道路等の物流基盤施設の整備を推進すること。
- 7. 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾において、発電事業者の長期的かつ安定的な利用を可能とするためのふ頭の整備など、港湾の機能を強化すること。

8. 東日本大震災関係

港湾関係予算を確保し、湾口防波堤の整備促進を図るとともに、必要なふ 頭用地の造成や岸壁整備など、港湾機能の強化を図ること。

9. 新型コロナウイルス感染症対策関係

港湾物流機能が損なわれることのないよう水際対策を強化するとともに、 感染症発生時の対応マニュアルの作成など、クルーズ旅客と受入側の安全・ 安心を確保すること。